

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成27年6月10日  
(平成27年4月、5月受付分)



平成27年4月、5月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計14件(4月:9件、5月:5件)でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆アダルトサイトの請求！携帯型音楽プレーヤーでも！？

### ●事例：

中学生の息子が、携帯型音楽プレーヤーからインターネットを利用していた。オンラインゲームの宣伝画面に「無料アダルトサイト」とあったので、開いてみた。画像を5分ほど見てから退会ボタンを押すと「登録になりました」という画面になった。サイトにアクセスした際、動画をダウンロードしたかどうかはわからないが、個人情報を入力していないと思う。14万円を請求されているが納付できない。支払いたくない。



### ✓ アドバイス

- 最近の携帯型音楽プレーヤーにはインターネットに簡単に接続できるものもあり、子どもが使う場合には注意が必要です。
- 携帯型音楽プレーヤーで、無料だと思ってアダルト情報サイトにアクセスし料金を請求されるというトラブルも増加しています。
- この他にもゲーム機、テレビなど、インターネットを使用できる機器は多岐にわたっています。
- 保護者はこのような状況を理解し、安易にアクセスしないこと等、インターネットの利用方法について日頃から子どもとよく話し合うことが大切です。
- フィルタリングや保護者によるロック機能があるものも多いので、それらを積極的に利用しましょう。
- 請求が来ても、業者に連絡したり代金を支払ったりせず、まずお住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第55号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
10	小学校の息子が小型ゲーム機でオンラインゲームをし、アイテムを購入。クレジットカードに41万円の請求が来た。
14	中学生の娘が携帯電話で操作しているうちにアダルトサイトに登録になった。あわてて業者に電話してしまった。どうしたらよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)